

平成21年10月伊賀南部環境衛生組合議会第161回定例会会議録

平成21年10月26日（月曜日）

議 事 日 程

平成21年10月26日（月曜日）午後2時30分開議

日程第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議長の選挙

第5 諸般の報告

第6 議案第5号 平成21年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）
について

第7 議案第6号 平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

第8 議案第7号 清掃工場建設費分担割合について

出席議員

梶田 淑子 川合 滋 中川 敬三 中谷 一彦 橋本 隆雄
橋本マサ子 藤島 幸子 本城 善昭 森 正敏

欠席議員

前田 孝也

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	内保 博仁
副管理者	前田 國男	監査委員	辻岡 紘一
監査委員事務局長	生杉 哲寛	出納主幹	福永ひろ子
事務局長	清滝 勇人	総務担当参事	田中 実
総務担当参事	奥田 充法	総務室長	井面 清司
業務室長	稲森 治夫		

事務局職員出席者

書記長	中野 栄蔵	書記次長	高嶋 和子
書記	田中 耕作	書記	岩本 靖之

午後 2 時30分開議

(副議長森正敏議長席に着く)

副議長（森 正敏） ただいまから平成21年10月伊賀南部環境衛生組合議会第161回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

最初に、議員の異動について報告いたします。

名張市選出の細矢一宏議員、石井政議員、永岡禎議員、福田博行議員、山下松一議員が本組合議員を辞職されましたことに伴い、名張市議会において後任者の選挙が執行されました結果、川合滋議員、藤島幸子議員、梶田淑子議員、橋本隆雄議員、橋本マサ子議員が当選されました。

日程第1 議席の指定

副議長（森 正敏） 日程第1、議席の指定を行います。

今回の議員の異動に伴う議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

副議長（森 正敏） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、橋本隆雄議員、橋本マサ子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

副議長（森 正敏） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(森 正敏) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決しました。

~~~~~

#### 日程第4 議長の選挙

副議長(森 正敏) 日程第4、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(森 正敏) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(森 正敏) 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

議長に藤島幸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました藤島幸子議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(森 正敏) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤島幸子議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ただいま藤島幸子議員から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。藤島幸子議員。

(議員藤島幸子登壇)

議員(藤島幸子) ただいま行われました当組合議会の議長選挙におきまして指名をいただき、議長の任につかせていただくことになりました名張市議会の藤島幸子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議員の皆様さまのご意見を十分にいただきながら、当議会、組合議会の使命を

果たしてまいりたいと思っております。議員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、ご協力、またご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（森 正敏） ただいま議長に当選されました藤島幸子議員、議長席にお着き願います。

議長交代のため、暫時休憩をいたします。

（副議長森正敏退席、議長藤島幸子議長席に着く）

議長（藤島幸子） 会議を再開いたします。

~~~~~

日程第5 諸般の報告

議長（藤島幸子） 日程第5、諸般の報告をいたします。

管理者から平成20年度一般会計継続費精算報告を、また監査委員から平成21年5月、6月、7月、8月及び9月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 平成21年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号） について

議長（藤島幸子） 日程第6、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第5号、平成21年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします内容は、クリーンセンターの業務運営に係る経費の増額並びに前年度繰越金の計上によります歳入の補正でございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

クリーンセンター費におきまして、需用費では容器包装リサイクルに係るこん包資材等の消耗品費に150万円、電気料金等の光熱水費に500万円を補正、委託料では処理量の増加に伴う飛灰処理委託の経費として500万円、クリーンセンター設備の維持管理等に係る委託経費として新たに350万円を計上いたしております。

また、最終処分場費では、原材料費に埋め立て満了となっております管理型B区画の

覆土処理として140万円を補正いたしております。

次に、歳入につきましては、繰越金に1億173万1,000円を増額計上しております。その結果、名張市及び伊賀市にご負担いただいております分担金は、両市合わせまして8,533万1,000円の減額といたしております。

これらによりまして、補正後の歳入歳出総額はそれぞれ17億6,530万円となっております。

以上が今回お願いいたします補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（藤島幸子） これより質疑を行います。なお、本日の質疑は、会議規則第43条の規定により3回までといたします。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 補正予算にかかわりまして、幾つかお尋ねしたいというふうに思います。

まず最初に、先ほども少し全協の中でご説明をいただいたわけなんですけれども、私からお聞きしておきたいのは、施設維持管理等委託料で350万円が計上されております。この項目では、当初予算に全くないというふうなことで、なぜこれが委託料というふうなことでございますけれども、急遽補正で組まれるようになったのかというふうなことで、そしてその内容について、どのようなものなのかっていうふうなことを、詳しくお聞きしておきたいというふうに思います。具体的な内容をお示しいただきたいというふうに思います。そして、それがなぜ必要になったのかといったこともお聞かせ願いたいと思います。

それから、飛灰処理の委託料につきまして、先ほど全協の中でお答えをいただいております。私のほうからもお聞きしたいわけなんですけれども、先ほどお答えいただいた金額で計算してみますと、ちょっと計算が合わないんですが、例えば込み、トータルで1トン当たり5万4,600円というふうなことでお聞かせいただいたんですが、これを2,778トンで計算した場合に、1億円を超えるわけなんですけれども、この2,778トンっていうのが何か月分なのかというふうなこともお聞かせ願いたいし、その辺の数字について、何かこれは、間違っていないのかどうかというふうなことについて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、最終処分場の管理型Bの区画について覆土処理を行うというふう

なことでございました。具体的に、どのような作業をしていただくのかというふうなことをお聞きしときたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） まず、委託料に関するご質問をいただきました。

委託料350万円の部分につきましては、1点目はごみクレーンの法定点検がございません。これにつきましては、クレーン等安全規則第34条の規定に基づきまして、自主検査が必要となったということでございますので、当初予算には計上されておりましたけれども、今回補正が必要とさせていただくものでございます。

それからもう一件は、排ガスの分析装置の点検ということでございます。これは、消耗部品等の交換等がございますけれども、維持補修に係る補償項目以外の項目ということでの補正をお願いするものでございます。

もう一点は、減温塔とガス冷却塔内部の清掃業務委託というふうなことで、日常の当然運転管理業務部分につきましては、3年間の保証期間に含まれておるわけですがけれども、清掃を行う際の足場等の技術的なものが必要だというふうなことで、必要ができましたので、その分297万6,000円の増額等々で合計で350万円ということでございます。

それから、飛灰の処理につきましては、先ほどご説明させていただきました7月から9月までの発生量につきましては、277.78トンでございます。一応予定しておりますのは、当初予定していたものよりも、当初495トン程度だと思っておったんですけども、最終的には586トンの処理が必要ということで、500万円の補正をさせていただくということでございます。

それから、最終処分場の覆土につきましては、最終処分場では現在組合の職員が整備をやらせていただいておりますけれども、覆土につきましては約2,000立米程度搬入していただく経費ということで、入れさせていただいております。

以上でございます。

議長（藤島幸子） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） それぞれお答えをいただいたわけですがけれども、まず最初の維持管理等委託料、施設維持の管理委託料ですがけれども、ごみクレーンの法定点検ということで、法定点検というふうなことであるならば、もちろん法律で定められている点検というふうなことでは、当初からわかっている内容ではないかというふうに思うわけですがけれども、それがなぜ当初予算で組まれていなかったのかというふうなことになるわけで

すが、その辺はどのようにご説明をなさるのでしょうか。

また、その辺のことについて、もう一度お答えをいただきたいというふうに思いますのと、それから法定点検、これは何年に何回するのか、年に1回なのか、2回なのか、3回なのか、その辺の具体的な内容についてもお聞きをしておきたいというふうに思いますし、クレーンの法定点検をするに当たり、最初に減温塔等の清掃足場につきましては金額も示していただいたわけですが、それ以外のところでは金額を示していただいております。その辺についての、もう少し詳しい中身を知らせていただきたいというふうに思います。

前年度の決算の中で見ましたら、クレーンの調査業務というのは、委託料として24万円余が計上されておりました。ですので、これは保証の中に入っていないのであれば、当初からその予算が計上されていなければおかしいのではないかとというふうにも思いましたので、聞かせていただきました。再度、具体的な内容について、今細かい数字があるのでしたら、後ほど資料で示していただきたいというふうなことで、ざっとお答えいただきたいというふうに思いますので、その辺についてももう一度お聞きしておきたいと思っております。

それから、飛灰のことにつきましてですが、トン数の単位が違ってたんだなというふうに思うわけですが、これも前年度で同じ中身を見ましたら、これは本格稼働をされてからってというのが2月、3月になるというふうに思うわけですが、320万円ぐらいで実績が出ておりますけれども、これは当然、入札か何かでやられているのではないかとというふうに思うわけですが、もしそれがそうなのであれば、これが入札で行う方が安くできるのではないかとというふうに思うわけですが、その辺はどのような内容で、この業者を決めているのかというふうなことにも、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2月から本格稼働をしていただきまして、焼却施設の不具合が1号炉、2号炉ともしばしば起こりまして、休炉せざるを得ない状況でありました。そのためにごみのピット、滞留状況が続いていたわけなんですけれども、もう既に10月も終わろうとしておりますけれども、現在どのようになっているかを知りたいというふうに思いますし、直近までの様子と、不具合が起こっている原因をどのように分析して、今後どう対応されるのかというふうなことについても、お聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） まず1点目の、今回補正をお願いさせていただきます委託料でございますけれども、ごみクレーン法定点検の金額につきましては、現在燃やすごみ、燃やさないごみ、クレーンとしては3機ございますので、1回当たり46万8,000円ということでの計上をさせていただいて、所要額は140万4,000円というようなことで計上させていただいております。年1回ということでございます。

それから、排ガスの分析装置の点検につきましては、1件当たり28万円ということで、現在1号炉、2号炉ございますので、2基分ということでございます。

それから2点目の、飛灰の処理でございますけれども、飛灰の処理につきましては、現在、三池精錬株式会社、福岡県の大牟田市にございますけれども、お引き取りをいただいておりますけれども、基本的には入札ではございませんで、随意契約というような形で引き取りをお願いしていると、このような状況でございます。

それから、委託料が本来なら当初予算で計上すべきだというようなお話ですがけれども、議員ご指摘のとおり、本来なら当初予算で要求させていただくべきものであったということもございますけれども、350万円、今回必要ということで補正をさせていただいております。

以上、それから申しわけありません。今現在の焼却の状況の不具合ということでのお話がございますけれども、現在、施設による不具合につきましてはの休炉につきましては、1号炉で8件、23日間ということでございます。それから、2号炉につきましては3件、5日間というような状況でございます。

不具合の主なものとしましては、1号炉ではダスト搬送コンベヤー、また熱交換機のダスト除去の装置と、それから白煙防止送風機の不具合等でございます。また、2号炉につきましてはガス化炉の砂の流動、また砂循環エレベーターの不具合と、このような状況になってございます。

今現在の状況でございますけれども、本日はちょっと片炉運転をさせていただいております。現在ピットに貯留しているごみ量はおよそ1,000トンというようなことになっております。ごみピット残量の搬入の受け入れに問題のないような形で、レベルまでは下げていきたいということにさせていただきたい。片炉ずつ、正常な状態にする定期清掃を実施させていただくことにつきまして、11月か12月中をめどに、計画的なごみピット貯留量に戻させていただきたい、このように思っています。



まず、あのピットのところからごみを少なくするということはもちろんでございますけれども、私どもは何よりも安全に操業できるような形で取り組みをしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（藤島幸子） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 事故も多発していると、事故といいますか、その不具合が多発している分につきましては、一定ご説明をいただきました。現在、貯留が1,000トンぐらいというふうなことでございます。通常ですと、600トンぐらいというふうなことを、前の議会のときに聞かせていただいているわけですが、それからしましてもまだ多いわけです。安全運転というふうなことでの配慮をしていただいているというふうに思うわけですが、このガス化溶融炉につきましては、全国の様子を見ましても、非常にたくさん事故が起こっているわけです。

ちょっとご紹介をさせていただきますと、溶融炉の水砕コンベヤーにスラグの塊が詰まって停止するという、この伊賀南部クリーンセンターだけではなくて、2006年6月には倉敷市のガス化溶融炉もそのような状況を起こして、廃プラスチックを燃やすと煙道に付着物がふえて、そぎ取る作業が多くなるというふうなこともっております。

また、安全な施設というふうなことを言っておりますけれども、現状の中で、爆発事故も各地で起こっている。これは2002年12月から2003年、島根県の出雲エネルギーセンターで起こっておりますし、また2004年5月には千葉県流山のクリーンセンター、2007年12月には東京の世田谷の清掃工場でも同じような状況が起こっております。

事故というものは、人為的というよりも機械の構造上、操作そのものが複雑な上、大変高温になっているわけですので、従来のごみ処理施設とは全く異なる問題が原因であるということが指摘されているわけですので、当組合ではそのような爆発事故は発生していないというふうには思いますけれども、現状そのようなことがあるのかなのか、人身事故も、先般の名張市議会の中でもお披露いただいたわけですが、それ以外に爆発事故などは起こっていないのかどうかについて、お聞きをしたいと思いますというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

本当に委託をしているからとはいうものの、委託先の職員もやはり安心して働ける場というのを確保するというふうなことが、本意であろうかというふうに思います。このことに本当に、鋭意努力をお願いしたいというふうに思うわけですが、そういう

意味では、伊賀南部クリーンセンターの職員と、それから現業職員と、あわせて三機の職員の皆さん方が本当に情報交流をしながらみんなで安全を保っていく、こういうふうな環境をつくり上げていかないといけないというふうに思うわけですが、その辺の努力についてはどのように考えておられるのかというふうなことを、お聞きしときたいというふうに思います。

それから、先ほどお答えいただきました、随意契約でされているというふうなことでしたけれども、飛灰処理の受託については随意契約だというふうなことでございましたが、前年の決算を見ますと、320万円というふうなことが計上されているわけですが、これは何か月分が計上されていますか、実績としてあらわれていたんですけれども、何か月分になっているのですか。

たしか本格稼働してから、2月、3月ということであれば、2カ月分で320万円というふうなことであれば、そのほうが安いのではないかなというふうに思うわけですが、今後その点については見据えていきたいと思うわけですが、その辺についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、管理型の覆土処理について、2,000立米搬入をされるというふうなことでございました。これは、最終処分場じゃなくて、今現在稼働しているクリーンセンターから何か品物が運ばれるのかどうか、その辺についてちょっと様子をお聞きしたいわけですが、これを見せていただきますと、トラックにより搬出してるのは山元還元処理とスラグ排出機から出されるものと、2カ所しかトラックの絵が書いてないわけですが、また別途、別のところから土なりを運ぶのかどうか、その辺についてももう少し詳しくお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） それでは、クリーンセンターの操業に関しまして、爆発事故はなかったのかということでございますけれども、現在のところ起こっておりません。

ただ、議員ご指摘のように、非常に機器の点数が多くなっている、前の清掃工場に比べて、それだけ不具合の可能性は非常に高くなるというのも一つの要因はございますけれども、もう一つはガス化炉においてのごみ質が非常に変化すると、これも一つの大きな要因ではないかな、このように考えております。

それから、クリーンセンターの職員と、それから業者との連携ということでございまして、我々としてもその連携を密にさせていただきたい、このように考えており

ます。組合でも労働安全衛生委員会っていうのがございまして、また業者側にもございますので、その辺で連携を深くできるようなものがないかというようなことで、現在検討をさせていただく予定をしております。

それから、飛灰の件でございますけれども、飛灰の発生につきましては、先ほども議員ご指摘のように、2月では11.29トンということでありまして、3月で48.14トン、これは2月6日以降の引き渡しを受けた後、59.43トンということでございます。

飛灰の処理につきましては、なかなか業者としても少ないような形で、現在、以前に見積もり等何社かとらせていただいたんですけれども、そこが一番安かったということで、現在契約をさせていただいているということでございます。

それから、クリーンセンターから出るものの中で、トラックが2つぐらいしか書いてないじゃないかと、今現在クリーンセンターから発生しますものにつきましては、1つは飛灰処理でございます。これは山元還元をさせていただいております。現在、スラグにつきましては、いろんな利用方法がございますけれども、今現在では、検討させていただいておりますのは、名張市が施工をしていただく下水道の埋め戻し材に活用させていただきたいと、このように考えておりますので、現在、最終処分場のストックヤードに保管をさせていただいております。

それからもう一点は、焼却残渣っていうのがございますけれども、現在、クリーンセンターからも発生いたしますもので、最終処分場のほうのB型のほうに埋め立てはさせていただいていると。それから、どうしても処理できないものという、例えば洗濯の物干しの下を支えておるコンクリートっていうのが、当然一般家庭からも、どうしても持ち込みということもございますので、そういうコンクリートの殻につきましても、最終処分場で埋め立てさせていただいているというのが現在の状況でございます。

以上であります。

議長（藤島幸子） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（藤島幸子） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（藤島幸子） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛

成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（藤島幸子） 起立全員であります。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

議長（藤島幸子） 日程第7、議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第6号、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条の規定により、会計管理者から提出のありました決算書に監査委員の決算審査意見書と主要施策の成果を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、平成20年度の決算にかかわります内容につきましてご報告申し上げます。

主な事業といたしましては、平成20年4月から名張区域の家庭ごみの有料化と容器包装プラスチックの分別収集を本格実施し、平成21年1月からは伊賀市青山区域でも可燃物の家庭ごみ有料化を実施するなど、ごみ減量化と資源化に取り組んでまいりました。

また、最終処分場の一般受け入れも、平成20年9月末をもって終了したことから、資源ごみ回収を一層推進し、焼却及び埋立ごみの減量を図るとともに、循環型社会を構築する基盤となる適正な処理体制の確保に努めてまいりました。また、新清掃工場整備事業につきましては、工事の遅れなどにより3カ月延伸したものの、その間青蓮寺旧清掃工場をもととした円滑な事業実施に努め、平成20年10月には試運転稼働し、平成21年2月には本格操業を開始いたしました。

以上の結果、平成20年度の決算額は、歳入総額43億8,231万1,000円、歳出総額42億7,058万円で、歳入歳出差し引き額は1億1,173万2,000円となりました。この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入総額では5億724万6,000円で13.1%の増加、歳出総額は4億4,648万6,000円で11.7%の増加であります。この主な要因は、歳入では新清掃工場建設に係るもののほか、ごみ有料化に係る手数料の増加によるもので、歳出では新清

掃工場建設に係るもののほか、指定ごみ袋製造管理業務等の委託料の増加によるものであります。

以上が平成20年度決算の概要でございます。今後も関係皆様方のご協力のもと、安全かつ適正な廃棄物の処理の推進に努力をいたしてまいります。何とぞご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（藤島幸子） 次に、監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。監査委員。

（監査委員辻岡紘一登壇）

監査委員（辻岡紘一） 監査委員を代表いたしまして、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

本決算につきましては、本年8月19日から9月28日までの間に、本城監査委員とともに慎重に審査いたしました結果、審査に付された決算書並びに決算附属書類は、いずれも関係法令の規定に基づいて作成されており、係数も正確であり、適正に表示されていることを認め、10月1日付をもって審査意見として管理者に報告を申し上げた次第であります。

審査の内容につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書に詳しく述べておりますので、ここでは簡潔に説明させていただきます。

当年度の決算額は、歳入総額が43億8,231万592円、歳出総額は42億7,057万9,328円となり、差し引き額は1億1,173万1,260円となり、翌年度への繰り越しがないことから、実質収支額も同額となっております。前年度と比較いたしますと、歳入総額は5億724万5,751円、13.1%の増加、歳出総額は4億4,648万5,458円、11.7%の増加となっております。

歳入決算額の主なものは、分担金及び負担金20億3,845万8,000円、使用料及び手数料2億2,680万6,420円、国庫支出金7億1,719万2,000円、組合債12億5,990万円などであります。

歳出決算額の主なものは、新清掃工場の焼却施設建設工事費23億8,524万3,000円、クリーンセンター運転管理業務委託料7,145万2,500円、最終処分場破碎分別業務委託料4,987万5,000円、浄化センター運転管理委託料6,195万円などであります。

なお、平成20年度末の組合債未償還額は35億915万4,746円となり、前年度末より8億7,048万2,745円の増加となっております。

さて、地球温暖化対策等につきましては、環境に対してどのような責任と貢献が果た

せるかが今日の課題であり、地道で継続的な施策の積み上げが重要であると考えます。具体的には、分別回収や家庭ごみの有料化などの取り組みを推進し、ごみの資源化や減量化を図っております。

平成18年度からの継続事業である新清掃工場整備事業が完了し、伊賀南部クリーンセンターとして本格稼働を開始いたしております。このため、建設費に係る起債償還や燃料費などの維持管理経費の増加が懸念されるものであり、経費総額の抑制に努めることが必要と考えるところであります。こうした施設の適切な運用管理を図るとともに、市民や事業者等の協力のもと、ごみの減量を柱とする資源循環型社会を構築し、快適な環境保全に努められることを切望し、決算審査の報告とさせていただきます。

議長（藤島幸子） これより質疑を行います。中川敬三議員。

議員（中川敬三） 質問させていただきます。

まず、第1点は不用額についてであります。

決算審査意見書の中で不用額1億620万2,722円、これは前年度より大幅の増加となっていると、予算精査の精度を高め、適切な予算管理に努められたいと、こういう意見が述べられてございます。

私は、執行率に余りこだわる人間ではございません。問題は、この不用額が予算が甘いのか、それとも執行の中で節約に努めることによってこういった不用額が出てきたのか、そこの中身が問題だと思うわけでありまして。

そこで、この中身について当局はどのような認識を持っているのか、その中身も含めてご回答願いたいと思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） 今回の不用額でございますけれども、主な不用額につきましては、人件費で6億6,537万1,010円に対しまして、不用額912万円余ということでございます。あと、燃料費につきましては一番大きく2,870万5,084円と、これは当初クリーンセンターの計画、試運転稼働が遅れたということで、本来なら燃料費の見直しをさせていただくべきものでございますけれども、その残が出てきたということと、灯油の価格が非常に一時期上昇した部分での精査ができなかった部分が燃料費でございます。

それから、もう一つ大きなものにつきましては、光熱水費が1,160万円余でございます。これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたクリーンセンターへの引き渡しの部分が、当然業者負担になっておりますので、その分の残が出てきたという

ことでございます。

あと、委託料が2,200万円と、本来なら精査させていただくべき部分がございますけれども、そういうものが主な要因として出てきましたので、今年度は不用額が、できるだけ精査をさせていただいて進めさせていただきたい、このように考えております。

以上であります。

議長（藤島幸子） 中川敬三議員。

議員（中川敬三） いずれにしましても、この歳出の中で不用額というものが各区分の中で出てきてるわけで、款別の中でも出てきてるわけでありましてけれども、問題は今年度、あるいは22年度の予算を組むときに、こういった不用額を十分参考に、頭に入れて組んでいただきたい。言いかえれば、この部分は次の予算の作成の中でしっかり締めて出してきていただきたい。その上で、さらに出たときに初めて、執行における節約努力をしたということになるんだろうと思いますので、その点をご留意いただいて、次期に生かさせていただきたいと思います。

さて、三機工業株式会社中部支社に対する契約金の支払いは、平成21年3月23日をもって、総額40億1,290万円の支払いが完了しております。3月23日は、23億8,524万3,000円の最終の支払いが行われたわけでありまして。問題は、この契約の支払いが完了されている中で、突発的な休炉が起きていると聞き及んでいるわけでありまして。これによって、先般はピットのごみが異常に残留したということも聞いております。

そこでお尋ねします。

まず1つ目は、流動床式ガス化溶融炉はかようにたびたび故障を起こすものなのかどうか、その科学的認識を、当局のこの科学的認識を、化学のほうでないですよ、科学的認識を聞かせていただきたい。サイエンスのほうです、ケミカルでなくて。

2つ目、三機工業株式会社の処理炉を購入しているわけでありまして、対馬あるいは鳴門市において、そこも三機工業の同じ型の炉を導入しているわけでございますが、対馬、鳴門市においてもこのようにたびたび故障を起こしているのか、その調査はされているのかどうか。

3つ目、90日連続運転の先行きはどうか、この90日連続運転がなされない限り、保証期間は永遠に継続していくものと理解してよいのかどうか。

4つ目、たびたびの故障による炉そのものの修理にかかわるコスト以外に、これは当然三機工業が負担していると思いますが、そのほか人件費等、本組合によって故障によ

る間接的なコスト負担は発生していないのか、例えばそれによって職員の残業手当が出てくれば当然であります。そういったもろもろの間接的なコスト負担が発生していないのかどうか、この4点について適切にお答えをいただきたいと思ます。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） まず1点目は、支払いの件でございます。

議員ご所見のとおり、総額45億1,290万円につきましては、前払い金、18年度、それから出来高払いということで、そのようにさせていただいております。

あと、保証という部分につきまして、建物また機械が搬入されれば、当然全額お支払いさせていただくというのが原則で、そのための仕様書の中で保証期間を明確にさせていただいていると、このようにご理解をいただきたい、このように思っております。

それから、流動床式の溶融炉の不具合ということで、科学的にどうなのかということでございますけれども、流動床式だから不具合が多いというようなことではなく、当然、先ほども橋本マサ子議員にもお答えさせていただきましたように、機器が非常にたくさんあるという、ガス化炉、溶融炉、それから2次燃焼室等々、多くのものがある部分がありますので、そういう不具合が起こる可能性は多いということでございます。

それから2点目に、対馬とそれから鳴門はどうなのかというようなことですが、当然、初期的な部分につきましては、対馬も鳴門も不具合は起こっておると。ただ、1年後は非常に少なくなっているというのが現状でございますので、後は順調に稼働していると、このように聞いております。確認はさせていただいて、対馬につきましては60トン炉と、30トンの炉が2基、それから鳴門につきましては70トン、35トン、35トン、70トン炉というような状況でございます。

それから、連続運転の関係でございますけれども、延々と続くのかということなんですけれども、私どものほうで業者との、仕様書の中でうたわせていただいておりますのは、発注仕様書でございますけれども、3年間の保証期間内に90日の連続運転を行いなさいと、安定稼働及び用役費の確認を行うというようなことになっておりまして、期間内にそれがもし満足できない場合につきましては、それ以降、確認できた年度の末日までの保証期間ということで、延びていくということでございます。

それから、保証期間の炉の部分の間接的な費用でございますけれども、先ほども、今回補正をお願いしています法定点検以外のものにつきましては、業者等が負担をするというようなことになっておりますので、不具合によつての組合の負担というのはござい

ません。

ただ、先ほどの3年間の保証の部分の、以降の部分については、細かくうたわせていただいていますので、その辺は協議をさせていただきながら進めさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

議長（藤島幸子） 中川敬三議員。

議員（中川敬三） 第1点の、この科学的に故障するのかどうかという答弁が答弁になってないんです。不具合が多いというわけではないが、いろいろな部品があるので、不具合が起きる可能性があるんで、このガス溶炉って最初からいろんな部品があるのはわかっているわけでありまして。

何が言いたいかというと、当局の責任を問うてるわけじゃなくて、やっぱり当局自身が多機工業に対して、もっと科学的にその溶融炉はどうあるべきかということ物を言えてないんじゃないかと、任せきりでないのかっていうことを申し上げているわけですよ。

そして、人から聞いたことでありますけど、民間がこのガス溶融炉を入れて、これだけ故障したら採算に合わないそうです。だから、そういう状況を、たまたま公的なお金だからということで、簡単に三機に対して対応しているのではないんでしょうかっていうことが言いたいわけでありまして。民間、機械導入して、金かけて、こんな故障したら採算に乗らないという意見も聞いてます。だから、そんなところを、要は三機に対してもっときちんと厳しい姿勢で科学的、専門的に対応していますか、して下さることを申し上げているわけです。

それから2つ目は、これ実は、対馬は名張より先にできてるんですよね。ほんで、鳴門市は後です。ですから、一言で初期的には不具合が起きてるという答弁ですけども、鳴門も対馬も、対馬は第1期ですよ。名張がその後、そして鳴門ですけど、すべからく同じように初期には不具合が、つまり不具合っていう表現もよくないです、故障なんです。不具合でなくて故障ですよ。だから、それもやっぱり機械が不具合だっていうような、ものすごいおもしろい表現ですね。よく考えたと思う。これは故障ですよ。機械が故障したわけです。

ですから、その辺も含めてもう一遍、もし細かくお答えできなかつたら、ぜひ、これは名張市の市民の税金を使ってやっていることでございますので、もう一遍対馬なり鳴

門市なり、そして名張市の故障の比較をしっかりとさせていただいて、三機の責任がどこにあるのか、当たり前なのか、いや、私が聞いた方は、こんな事故がしょっちゅう起きたら採算に乗らないって言うてるのが間違えてるのか、その辺を突き詰めていただきたいと思うんです。責めてんじゃなくて、そういうことをきちんとやっていただくことが大切だと申し上げているわけです。

それから、90日間連続稼働、これ3年間のうちのということでもあります。ですから、私は今の現状を見てると、この3年間で90日連続運転が間違いなくなされるのかどうかということをお心配しているわけです。ですから、そういう意味では、当局がしっかりとできるんだ、そういう、あるいはできなかつたらどうするんだということをお示しいただきたい、そういうことです。

それから4番目は、そういった人件費等も含めて、この間接的なコストの負担も業者が負担するんだと、そういうふうに答弁したと理解いたしますけれども、それでよろしゅうございますか、もう一度確認いただきたいと思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） まず、今回クリーンセンターに導入しております流動床式のガス化溶融炉でございますけれども、1点目は非常に先ほどもお答えさせていただきましたように、ごみ質の変化によって非常に調整が、ガスの調整の部分が非常に難しい部分があるというようなことは聞いてはおります。ただ、先ほどの中で、対馬も鳴門も1年間ぐらいはそれぐらいの部分がありますので、私どもも1年間たちますので、今後そういうものが状況も見させていただいたら、起こらないものということで、考えさせていただいております。

特に、不具合が起こっております部分については、スラグの部分が非常にありますので、原因はある程度わかっておるわけでございますけれども、そういう運転管理の問題が非常に、一つは要因にあるというようなことも聞かせていただいております。決して向こうの言うとおりのことじゃなしに、十分に連携をさせていただいて、何が要因なのかということも担当者がしっかりと詰めながら、協議させていただきながら処理をさせていただいておりますと、このような状況でございます。

2点目の、先に行なっております対馬、鳴門、この辺もまたしっかり状況を聞かせていただきながらとは思っておりますけれども、ただごみ質が変わってくると、特に鳴門市につきまして低質ごみという、多いということも聞かせてはいただいておりますん

で、その辺の部分の差が出てきているのかなっていうふうに思っております。

90日間の、それから連続運転、そういうものが解決できましたら、3年以内とはいうものの、一日も早く90日の連続運転、1号炉、2号炉ともやらせていただきたい、このように思っております。

あと人件費等、細かくの精査はございますけれども、基本的には法定的な点検の部分以外のもの、また若干今回補正させていただきます委託料的なもの、もともとの計画の中では、約400万円から500万円程度の保守点検の部分が必要だということも、計画の中に入れさせていただいておりますので、それ以外のものについては、基本的には業者のほうでご負担いただくということにさせていただいておりますので、よろしく願います。

議長（藤島幸子） ほかに質疑はございませんか。梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 決算にかかわって数点お聞きいたします。

まず、容器包装プラスチック圧縮梱包業務委託料で、1,134万円をここに載せていただいておりますが、ほかにこの容器プラの処理について、例えばリサイクル協会へ幾ら支出しているか、また手選別のために、人件費等に処理費用がかかっていると思うんですが、この内訳の費用、そして総額、容器包装プラスチックのこのことについて、処理についてはどれだけ総額費用がかかっているか、これまずお答えください。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） プラスチック製容器包装に関してご質問をいただきました。

プラスチック容器包装につきましては、昨年4月から本格的に実施をさせていただいております。最終的には1年間で約100トンという形での収集をさせていただいております。

こちらのほうにきかせていただければ、プラスチック製の容器包装につきましては、2月で90.2トン、3月には88.0トンと、あと今現在9月まで回収をさせていただいております。こちらのほうへ、クリーンセンターのほうへきかせていただければ、732.5トンというような形での収集をさせていただいております。

それと、手選別につきましては、2月6日からこちらのほうは本格稼働をさせていただいてるんですけども、クリーンセンターの試運転の時期から、昨年10月から手選別をお願いさせていただいておりますので、地元雇用ということで6名雇用させていただいております。その経費につきましては533万円余ということでございます。あと、

21年度は8名、ちょっと2人追加をさせていただいております。

それから、指定法人への出している部分でございますけれども、その部分につきましては、2月分で33.67トン、3月分で35.38トンということで、20年度につきましてはJFE環境というところで引き取りをいただき、今年度、21年度につきましては新日本製鐵のほうへ引き取りをしていただいております。

ちなみに、再商品化の委託料につきましては、市町村の負担率が20年度と21年度と変わっておりまして、20年度につきましては、市町村負担率が収集に対する委託経費、委託単価7万5,100円の4%が市町村負担というようなことになっておりますので、そのように思っております。

それから現在、昨年度から実施しておりますプラスチック製容器包装の部分につきましては、平成20年度の容り法の改正によりまして、品質基準とそれから配分についてということで、半分が市町村にいただけるようになっておりまして、20年度の引き取りに對しまして、拠出金としては653万円余が本年度に、21年度にいただいております。委託料金につきましては、96万7,000円ということでございます。

あと、収集経費等ございますけれども、これはちょっと細かくつかんでおりませんのでご了解いただきたいと思います。

議長（藤島幸子） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） この容器包装のプラスチックのこれの処理については、かなり、例えば収集業務等も入れましたら、いろんな費用がかかっていると思うんです。ここでお聞きしたいのは、青山地域の分別状況、どのようになさっているのか、今現在、ちょっと聞かせてください。

それから、先ほど、ちょっと質問移りますが、中川議員からの質問もありましたが、かなりそういった保証っていうか、炉のとまってる回数が多いということで、これ先ほど答弁聞いておりましたら、ごみ質によって、運転の管理等の中でごみ質が変わってくると調整が難しいとか言われておりますが、こういったガス化溶解炉をつくっている会社にしたら、こういうことは当然、ごみ質が変わるっていうことはわかってながらつくっている機械だと思うんです。

ですから、例えば私が一般的に住民の立場から考えれば、電器製品なり自動車なり購入します。故障があつて保証してもらえるからって、そういうことがあるからって何ぼ直していただいても、そういうことが頻繁に起こるっていうことはもう不良品じゃない

かなってというぐらいに言われるほどのことなんで、だからこの辺は本当に三機のこの機械自体がどうなのかっていうこと、この炉のこと自体が、それはもう少しきちっと原因をつかんでいただくことと、その原因を解消していくのはどういうふうにしていくことで、どの程度の期間で解消されるかっていうこと等、やはり行政の方もこれは素人ですから、三機さんのほうへきちっと、そういう細部にわたった質問もしていただいて、どうなさっていくかっていうことをやっていただきたいと思います。

先ほど、ちょっと聞いた部分をお答えください。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） 青山管内につきましては、燃やすごみは平成21年1月から有料化ということでございます。あと、燃やさないごみはそのままということ、違います部分はプラスチック製容器包装を回収させていただいておらないというのが、これは燃やさないごみということで、今現在青山管内については入っているというそれだけの違いだと、このように思っております。

議長（藤島幸子） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 1年飛んでますが、伊賀南部の組合議員として何度か、いろいろの点でこれを議論してきた問題なんです、やはり同じ焼却炉に入れて処理するんですから、青山地域も名張地域も、同じような分別方法にさせていただくっていうことも大事だと思いますし、ごみ袋にそれこそこの差も大きく、20円と68円の差、これも大分議論をしましたが、実際にそういうこの実質活動、この稼働していく中で、やはり皆さんから、名張の住民からも非常にこのごみ袋が高額やっていうこともいまだに言われてる中なんです。

ですから、同じ炉に持っていくのに平等にしてほしいと。じゃあ、片や青山の地域の人たちは分別もしなくていいし、1日の生活の中では非常に楽なんです。やはり、名張の市民の人は、本当に資源ごみもきちっとやっていただいているし、容器包装のこういうプラの問題もやってもらってるし、そういった分別に協力をしていただいている中で、非常に手間かかるんです。やはり、小さいお子さんを抱えて、共稼ぎしたりしてる主婦にとっても、これは非常に労力を使ってるわけなんです。そういう意味からすると、やはり一つのそういった炉に持っていくごみなら、青山さんが分別しなくていいんやったら、名張もそういうふうにしていただきたいなっていう声も多いんです。

だから、その辺も、そりゃあ環境にとって、どうのって言われますけれども、じゃあ

名張市だけがそういう環境問題をしっかり考えて、一から少しでもしていかなくて言うてる片や、伊賀市の隣の青山地域の人たち、同じ炉を使いながら何にもしてないのでは、これはいかがなものかなんかなというふうなこともありますので、その辺ももう一度、きちっと当局としてはお考えいただきたいと思います。これは青山地域、伊賀市の問題もありますので、伊賀市さんと名張市と、両方のことで話し合っていて、この不平等さを何とかしていただきたいっていうのをお願いします。

それから、このピットの問題で、私は先日会派でも視察に行かせていただきました。名張市の市議会で9月にも質問をさせていただいて、かなりピットのたまりぐあいは、1,200トンの容量が、もう1,100トンとかというぐらいにも来てるっていうふうなことも聞かせていただいて、それで会派で行かせていただいたんですが、確かにもう、め、いっぱいやなっていうぐらいになってきてるんです。

ですから、これの原因は何なのかなってなると、やっぱり故障して炉をとめてるからたまってくるのかなって、それがやっぱり大きく原因しているんじゃないかなっていうふうにも思いますし、それもありますけれども、この状況の中で本当に容量がもういっぱいになって、ピットが本当にいっぱいになってしまった状況が来たときには、そのごみをどのように処理なさるおつもりなんですか、聞かせてください。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） 現在、先ほどもお答えさせていただきましたように、ごみピットは約1,000トンぐらいあるというようなことでございます。

不具合による休炉が少なくなるように、一日も早く原因を突きとめ、ただ先ほどもお答えさせていただいた、安全にということが第一義でございますので、そのように努めさせていただきたいと、このように思っております。

ただ、万が一という議員さんのご指摘だとは思いますが、万が一、そういう部分でピットで処理できないという、あくまでも私どもとしてはあってはならないということでございますけれども、その万が一の場合が発生した場合は、その要因が業者によるものであるということでありましたら、仕様書の中に上げさせていただいております処理能力が満足されず、処理不可能となった場合は、受注者の責任において適正に処理するというようなことになっておりますので、そのような処理をお願いしたい、これはあくまでも想定でございますから、ならないように我々としても、一日も早く原因を究明して、ピットから少しでも少なくなるように処理をさせていただきたい、このよう

に考えております。

議長（藤島幸子） ほかに質疑はございませんか。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 20年度決算につきまして、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、当年度において、名張市区域では家庭ごみの有料化が本格実施されまして、平成19年10月から容器包装プラスチックの分別が試行された、4月からは本格実施というふうなことでございますけれども、伊賀市青山区域では21年1月から可燃ごみの有料化が行われました。スタート時点は異なっておりますけれども、金額など不ぞろいの面があります。しかしながら、事実上管内で有料化が始められたというのがこの年度だったかというふうに思うわけですが、あわせて当年度において、粗大ごみの手数料も引き上げられています。この間、さまざまな議論を行ってまいりましたが、ごみの減量を目的として、住民に物理的、金銭的な負担が求められてきたというふうなことが言えると思います。このことによります当年度のごみ排出状況の変化について、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

先ほど来、大まかなお答えはあったわけですが、この効果というふうに表現するならば、分別が進んでの効果もあるかなというふうに思いますけれども、有料化の問題も絡んでいるのかなというふうにも思いますが、当年度におけるそのごみ排出状況の変化について、まずお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） ごみの変化でございますけれども、燃やすごみにつきましては、平成20年度と19年度比較をさせていただきますと約4,300トンの減。これ、議員ご指摘のように、指定ごみ袋の有料化によるものが一つ、要因が1つあるかなとは思っておるわけですが、それ以外に市民の皆さんの分別も非常に進めていただいておりますのでございます。

それから、燃やさないごみにつきましても、プラスチック製容器包装の資源回収をさせていただきましたので、20年度、燃やさないごみにつきましては、名張市、青山区域を含めさせていただきますと3,760トンということで、3,000トンぐらい減少していると、この辺が大きく違っております。

特に、名張市の燃やさないごみが前年度、平成19年度と比較しますと、約3,000トンぐらいの減少になっております。そのようなものにつきましても、やはり指定ごみ袋に

よる減量効果が出てきたのかな、このように思っております。

ただ、資源につきましては、前年度と余り変わらない状況でございます。名張市と伊賀市青山のごみの20年度と19年度を比較させていただきますと、両方でごみ量自体が8,000トンの減量をさせていただいたということで、大きな変化があったのかなと、このように思っております。

以上であります。

議長（藤島幸子） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 量的に8,000トンの減があったというふうなことで、総量ではないですね。そこで、総量ではどうかというふうなこともお聞きしておきたいわけですが、一時的といいますか、たまたま分別が進み、またごみの有料化が行われ、ぐんと減ったというふうなことが言えますけれども、やはり前年度、20年度、19年度におきまして、ごみの有料化に入るというふうなことで、駆け込みでの処理もあったでしょうし、またこの20年度以降におきましても、今私ども常々言わせていただいたわけですが、過去に有料化されたところで、年数を経るごとにリバウンドの状況が起こってきているというふうなこともありますので、この辺については1年だけの判断というふうなことは難しい問題であろうかというふうに思いますので、今後見据えていきたいというふうに思います。

当初、この有料化に入る前に、この有料化をすることによって減量が大きく進み、そして3年後にはまたそれを見た上で、見直しをされるというふうな思いも語られていたかというふうに思いますけれども、その辺について、まだ1年ということで、今後についてはその辺の判断はされてないかというふうに思いますけれども、今後についてどのように考えていらっしゃるか、この有料化の問題はやはり、先ほども差があるではないかっていうふうなことで出ておりました。これを一定に、同じ組合の中では一定に保っていくことが必要ではないかなというふうにも思いますけれども、その辺について、3年後の見直しでそのような方向性をとられるのか、あるいは今後、こういった形でそれを具体化していかれるのかというふうなことにも、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど来からも議論をしていたわけですが、新清掃工場を建設完了してから、これは20年10月から試運転、ことし2月から本格稼働ですが、今後の安全運転が本当に望まれるのかというふうなことで、私もこの、先ほど中川議員からの

質問があったわけですが、3年間の保証の間で90日連続稼働が本当にできるのかというふうなことでお聞きをしたかったわけですが、それ以降にどうしてもその状況に満たなかった場合は、延長するというふうなことでございました。

しかしながら、延長延長を続けて、本当に信頼できるそれが機械なのかというふうなことについては、十分その場その場での判断が必要になってくるというふうに思うわけです。なぜならば、こういったことで、事故が頻繁に起こるということで、いろんな角度からランニングコストがどんどん上がっていくというふうなことは、これは今までの経験のある市での状況にもなっております。

そこで、1つお聞きしておきたいというふうに思うわけですが、この炉の耐用年数は一体何年になっているのでしょうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。この全国的に頻繁に起こっている事故やいろいろ不具合の状況を、本当に環境省もこれを勧めたとはいえ、非常に心配になってきたというふうなことでの取り組みといえますか、異例の表明をなさっております。

全国都道府県に対する事務連絡ということで、情報を環境省から提出していただいているわけですが、それは事故の原因を操作方法の誤りによる人為的なものというふうなことで、いろんな、これは青森県の下北地域の事故、爆発事故が起こったわけですが、結果は人為的なものだというふうなことで処理がされてるというふうにされてたわけですが、通常の焼却施設と異なっていて、焼却施設は可燃性ガスを取り扱うというふうなことで、事故防止の安全対策については十分な配慮が必要なことを承知されたいというふうなことで、環境省が事務連絡をしているというふうなことです。

つまり、これはどういうことかといいますと、事故は人為的操作ミスとされているけれども、ガス化溶融炉は通常の焼却炉とは違うので、自治体はその危険性を認識の上対応するようにと、改めて注意を喚起したというふうなことが事務連絡された、これは2002年で青森でそういう爆発が起こった後というふうなことでございますので、もう既に何年も前にこういうふうな事務連絡がされているわけですが、その後において、この環境衛生組合でこういうふうな機種を導入されたわけですが、こういう事務連絡が環境省からされていたというふうなことについて、当局としては認知されましたでしょうか、ご存じでしたでしょうか、そのことについてもお聞きしときたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 総務担当参事。

総務担当参事（田中実） それでは、名張市のごみの減量の取り組み状況につきまして、いろいろにかかわってお答えを申し上げます。

名張市の廃棄物対策につきましては、ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム、これに基づいて取り組みを行っておりまして、現行が平成19年から21年の3カ年と、ことしが最終年度でございます。

ただし、有料化につきましては、20年度から実施をさせていただきました。したがって、本年度はまだ1年の実績ということでございますが、一応22年度以降は、先般開かれました、名張の快適環境審議会等で審議をいただいた中では、一定名張市は45リッター68円から5リッター6円と5種類を準備させていただきました。それで市民の皆さん方が非常に家庭に合ったそれぞれの分別しやすい手法という形の中で、非常に高い評価をいただいているということから、一定審議会の委員としては、現行の5種類で現行の価格帯が望ましいと、こういうことですので、名張市といたしましては、そうした審議会等の意見等を尊重させながら、今現行素案をさせていただいているというところでございます。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） 私のほうから、先ほどご紹介いただきました環境省の部分ですけれども、ちょっと詳細な情報は得ておりませんので、申しわけございません。

ただ、当然委託業者との連携は密にさせていただきながら、何よりも、先ほども、何度も話しさせていただいてますように、安全な運転が一番重要でありますことから、そのように、連携をさらに密にさせていただきながら運営をさせていただきたい、このように思っております。

それから、先ほどの耐用っていう、いつまでかということでございますけれども、一応クリーンセンターの焼却施設の設計っていうか、選択をさせていただく中での考え方としては、耐用年数を20年ということで見させていただいておりますので、当然耐火物等の交換もしながらということにはなろうかと思うんですけれども、基本的には耐用年数20年ということでの費用計算をしておりますので、それぐらいになるかなと、このように思っております。

以上であります。

議長（藤島幸子） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 今後の計画については、審議会の皆さんとも話し合いしていきたい

というふうなことであったかというふうに思いますが、やはり現状を十分市民的な感覚、住民的な感覚で見えていただきながら、判断をしていただきたいというふうに、公平な形でのごみ処理について検討していただきたいというふうに、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、炉の耐用年数ですけど、20年が基本ということでしたが、やはりこれほど頻繁に不具合といいますか、事故が起こってくるというふうなことになる、本当に耐火物などの状況というのは、五、六年が限度ではないかというふうなことが言われたりしておりますので、私はこの20年というのは非常に長過ぎるというふうに思いますので、やはりそういう面では、こういった選定については、本当に安全性をきちとした形でのものを選んでいただきたかったなというふうなことで思っております。

それからもう一つ、先ほど事務局長のほうから何回も何回もお答えいただいたことが、ごみ質の変化があるので、機械が対応できてないというふうなことであったかというふうに思いますけれども、じゃあなぜこのごみ質の変化が起こっているかというふうなところが、私は問題になってくるのではないかというふうに思うわけです。

そういう意味では、本当に住民の皆さんはしっかりと分別をしていただいて、ごみ質をよくするために努力をしていただいておりますけれども、そういうふうな経過の中で、やはり問題になってくるのが、あわせ産廃とか産業廃棄物の取り扱いであろうというふうに思うわけです。先般来から何回か現場を見せていただいておりますけれども、やはりあわせ産廃の状況も解決されておりました。そういうふうなことがありますので、いろんなごみがまざってきて、やはりそれが処理しにくいというふうなことになるっておりますし、炉のほうに非常に大きな負担をかけているというふうに思います。

そのあわせ産廃についても、ぜひこれは、国のほうではどんどんどんどんそれを緩和して、そういうことを扱ってもいいよっていうふうなことを言っているというふうにも思いますけれども、やはりこの組合議会、組合としてどうなのかっていうふうなことは、しっかり道筋を立てていかなければいけないというふうに思うわけです。

ですから、そのことについてどのように考えておられるのかというふうなことと、もう一点、昨年7月11日の組合議会で、産業廃棄物関連でご答弁をいただいております。1件ございます。新清掃工場が稼働するまでに解決すると言われていたことです。

それは何かといいますと、平成5年7月1日に名張市と、伊賀南部環境衛生組合と、当時の名張産業有限会社の3者で協定を組んでいただいている内容ですけども、その

点についての対応、本格稼働するまでにきちんと解決をしますというふうなご答弁だったというふうに私は認識をしているわけですが、やはりごみ質をよくして炉に負担をかけないという意味では、こういう産業廃棄物、またあわせ産廃についての解決をきちっとしていかなければいけないというふうに思うわけですが、その辺について、その協定についての対応はどのようになさっておりますか。それと、あわせ産廃についてのお考えもお聞きしときたいというふうに思います。

議長（藤島幸子） 事務局長。

事務局長（清滝勇人） 議員ご所見の、廃棄物処理に関する法律の中でのあわせ産廃というところでございますけれども、法第11条の第2項におきましては、議員ご所見のように、市町村は単独に、または共同で一般廃棄物をあわせて処理することができる産業廃棄物、これは一般的には産廃と言われているものでございますけれども、ただ一般廃棄物、産業廃棄物の種分けの中で、特にプラスチック類、事業所から発生するプラスチック類につきましては、基本的には一般廃棄物ではなく産廃という形で分類されておるわけですが、こういうものは現在、現実として、うちの、私どものクリーンセンターでお受けをさせていただいておりますということなんですけれども、ただクリーンセンターでお受けできる部分というのは、当然、特に燃やさないごみにつきましては、以前までは最終処分場で埋め立てをさせていただいておりましたですけれども、当然処理困難な部分がございますので、その辺につきましては、あわせ産廃的なものについては、絶対ノーというわけにはいけないと、できないと、このように考えておりますので、いずれにしても、できるだけそういう廃棄物につきましては、処理が困難な部分については受けないというような形で進めさせていただきたい。搬入につきましても、十分そういうものを検査をさせていただいて、受けない旨のことをさせていただきたい、このように思っております。

それからもう一点、議員ご紹介いただきました覚書の件でございますけれども、私どもも前事務局長が昨年ご答弁をさせていただいて、クリーンセンターの開設、試運転稼働までにはということで、一応業者との話し合いも進めさせていただいて、すべてが全部解決したということではございませんけれども、今まで最終処分場で入れていただいていたものも、当然最終処分場、昨年9月に閉鎖をさせていただいて、そういうものも受けられないということでお断りをさせていただいております。

ただ、先ほど言っていたようなあわせ産廃的なものについては、現在搬入され

ているのが現状でございますので、引き続き現状という部分では受けられないような形で、進めさせていただきたいと思っておりますが、覚書自体は無期限になっておりますので、一日も早く期限付きの形で覚書を結ばせていただきたい、このように思っております。

ただ、当初、旧の清掃工場が建てられたとき、また最終処分場の設置のときの話というのがございますので、我々としても処理困難物の部分については、そこで中間処理していただくような部分も、同じ金額でお受けしていただければなど、そういうふうな考え方もさせていただいておりますので、若干ちょっとまだ残っているのが現状でございます。引き続き努力してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（藤島幸子） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（藤島幸子） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。橋本マサ子議員。

（議員橋本マサ子登壇）

議員（橋本マサ子） ただいまご提案いただいております平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

日本の自治体の公的施設のうち、温室効果ガスを一番多く排出しているのはごみの焼却施設だと言われております。ごみ問題やCO₂の問題は、発生そのものをなくし、減らしていく努力をしていく以外に真の解決方法はありません。

ところが、時の政府は一貫して、温暖化防止に逆行するごみの出し放題、焼却中心のごみ行政を続けてきました。当組合でも、清掃工場新設に当たり、そのレールに乗ってきたと言えます。

そして、理解できないのは、住民の皆さんのご協力のもと、積極的に分別収集に取り組み、ごみを減らす努力をしているにもかかわらず、将来を見据えた機種を選定がなされていないことです。つまり、1,000度を超える光熱で24時間連続稼働が必要な焼却炉は、ごみが減ったら機能を発揮することができないことになるのです。発生抑制が第一義的課題ではありますが、その後における徹底した分別収集を意識化し、良質のごみを従来のようなシンプルな焼却炉で処理することを、私どもはこの間求めてまいりました。

徹底した分別収集といえば、住民の意識化に対して、ごみ袋の有料化をもって、高圧的に押し進めてきたことも問題です。住民の努力と意識化を丁寧に誘導することをもって、有料化を避けることが出来たはずでございます。

焼却炉については、私どもが心配をしてきたことが現実の姿となってきました。先ほどからの議論のごとく、ガス化溶融炉はまだまだ安心な施設だと認められるものではありません。伊賀南部クリーンセンターを紹介するパンフレットには、高度で煩雑な運転操作を必要とせず、安全運転できる制御システムが構築されていますと書かれていますが、そのようなものがなぜ全国各地で爆発事故など起こっているのでしょうか。なぜ、伊賀南部クリーンセンターでの本格稼働がスムーズにいかないのでしょうか。

超高温の溶融炉内の熱は均一でなく、特定の場所ばかりが熱くなるという構造上の問題があると言われてしています。そのために、耐火レンガの摩耗が激しく、常に監視、点検、補修を注意深く行う必要があり、手間と熟練を要するため、経費が大変になるというふうなことでございます。しかも、5年たつと劣化して事故が多くなる、こういったことが溶融炉の宿命みたいなものであるとも言われ、ガス化溶融炉を採用した自治体の困惑した姿が読み取れるようでございます。全国で起こっているトラブルを当時の環境省も見過ごすことができず、異常な、複雑な施設と認め、最新の中止を喚起する事務連絡を発信したということですが、その後にも事故が起こっているという危険な施設であるということを再認識する必要があるのではないのでしょうか。

さて、事故が頻発する原因の一つに、住民の分別努力と裏腹に、産業廃棄物の受け入れ状態がいまだに改善されていない問題があります。ここにしっかりとメスを入れない限り、良質のごみならず、破砕機や裁断機の故障が繰り返されるでしょう。

今回の経験から、クリーンセンターで働く人たちのすべてが安心して働ける職場環境にすることも忘れてはならず、クリーンセンターを安全に安定運営を図るためには、欠かすことのできない課題であるということを指摘をさせていただきまして、私の反対の討論とさせていただきます。議員の皆さんのご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（藤島幸子） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。本案は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（藤島幸子） 起立多数であります。よって議案第6号は、認定されました。

日程第8 議案第7号 清掃工場建設費分担割合について

議長（藤島幸子） 日程第8、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第7号、清掃工場建設費分担割合につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、清掃工場建設費の分担割合の見直しにつきまして、組合規約第13条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

この建設費の分担割合につきましては、平成17年10月26日議決の議案第7号ただし書きに基づき、リサイクル施設に係る建設費の分担割合を見直すものであります。この見直しの対象とする施設はリサイクルプラザとし、このうち当該設置条例に規定する住民申請に基づき、使用可能になる市民活動室及び研修室並びに浴室に係る部分について、面積案分により見直すものとし、利用者の区域の限定をせず、広く住民の方に利用いただく施設であるということから、分担割合を名張市50%、伊賀市50%と設定いたしたいと存じます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（藤島幸子） これより質疑を行います。

ございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（藤島幸子） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（藤島幸子） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（藤島幸子） 起立全員であります。よって議案第7号は、原案のとおり可決されま

した。

~~~~~

議長（藤島幸子） 以上をもちまして、本組合議会定例会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成21年10月伊賀南部環境衛生組合議会第161回定例会を閉会いたします。

午後4時3分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員